

南部水道企業団の入札における最低制限価格複数設定方式の試行要綱

平成 26 年 5 月 30 日
要 綱 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南部水道企業団契約規則(平成 26 年南部水道企業団規則第 1 号)及び南部水道企業団建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定試行要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、南部水道企業団が発注する建設工事等及び委託業務(測量、建築・土木関係、調査業務(地質、磁気その他調査も含む)及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ)の入札において透明性や公平性、公正性の向上を図り、適正な入札執行を確保するため、最低制限価格複数設定方式の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第 2 条 契約担当者は最低制限価格を設定する入札を執行する場合、異なる 3 つの最低制限価格を最低制限価格調書(様式)に設定し、かつ、封書に封印し、開札の際、これを開札の場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定)

第 3 条 最低制限価格は、入札参加が確認できた全参加者の中から抽選により選出された者が、3 つの最低制限価格の中から開札前にくじによって 1 つを決定するものとする。

(最低制限価格の無効)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条により作成した最低制限価格調書は無効とし、入札を延期し新たに最低制限価格調書を作成することとする。

- (1) 入札時に最低制限価格が封印されていない場合
- (2) 設定された 3 つの最低制限価格のうち、同じ価格のものが複数ある場合
- (3) 設定された 3 つの最低制限価格のうち、要領第 3 条に規定する範囲内で設定されていないものがある場合
- (4) 記名押印漏れや記載の誤り等により、最低制限価格設定者の意思表示が不明瞭である場合

(最低制限価格の公表)

第 5 条 最低制限価格は、入札場所において、落札者を決定した後、設定した 3 つすべてを速やかに公表する。

(試行期間)

第 6 条 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日より、当分の間施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 30 日告示第 16 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。